

船舶事故調査報告書

平成30年7月18日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成29年12月20日 07時15分ごろ
発生場所	宮崎県宮崎市宮崎港 宮崎港北防波堤灯台から真方位218° 1.1海里付近 (概位 北緯31° 54.3′ 東経131° 27.7′)
事故の概要	押船第五 ^{さんとく} 徳丸は、バージ第六 ^{さんとく} 徳丸と押船列を構成して着岸作業中、浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	平成30年2月7日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 押船 第五 ^{さんとく} 徳丸、136トン 135472、丸阿産業株式会社 B バージ 第六 ^{さんとく} 徳丸、約2,786トン なし、丸阿産業株式会社
乗組員等に関する情報	A 船長A、五級（航海）
負傷者	なし
損傷	A ビルジキールに曲損等 B なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 高潮時 日出時刻：07時09分ごろ
事故の経過	A船は、船長Aほか7人が乗り組み、船長Aが操船に当たり、海砂約3,800m ³ を積載したB船と押船列（以下「A船押船列」という。）を構成し、宮崎港東部ふ頭に着岸作業中、浅所に乗り揚げた。 A船の喫水は、船首尾共に約5.0mであった。 船長Aは、宮崎港の入出港経験が多数あって浅所の位置を知っており、海図に記載された水深（5.1～5.4m）であれば、余裕水深が確保されていると思っていたので、宮崎港東部ふ頭付近の水深が、砂や泥が堆積して海図に記載された水深より浅くなっていたのではないかと本事故後に思った。 十管区水路通報（2014年287項）によれば、本事故発生場所付近は、海図記載の水深より最大約2m減少している旨の情報が提供されている。
分析	A船押船列は、宮崎港東部ふ頭に着岸作業中、船長Aが同ふ頭付近の水深が海図に記載された水深より浅くなっていることを知らなかったことから、A船が浅所に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、A船押船列が、宮崎港東部ふ頭に着岸作業中、船長Aが

	<p>同ふ頭付近の水深が海図に記載された水深より浅くなっていることを知らなかったため、A船が浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・地形によっては砂や泥が堆積し、経年により海図発行時から水深が浅くなっている場合があるので、水路通報を確認すること。